

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和3年5月21日(金)
午前10時
場所 第二委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 2 J R 八戸駅の観光案内機能の移転について

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の 特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る期限の起算日である基本計画の同意日の期限を延長し、設置期限を設定するとともに、その他規定の整理をするためのもの。

2 改正の内容

- (1) 固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る期限の起算日である「基本計画の同意日の期限の延長」

改正後	改正前
令和5年3月31日まで	平成31年3月31日まで

- (2) 固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る「期限の所要の改正」

改正後	改正前
基本計画の同意の日から <u>令和5年3月31日まで</u>	基本計画の同意の日から <u>起算して5年を経過する日まで</u>

※青森県八戸圏域基本計画は平成29年12月22日に国の同意を得ているため、令和4年12月21日までに設置等された施設が固定資産税の課税免除の対象となっていたが、当該改正により、令和5年3月31日までに期限が延長されるもの。

- (3) 規定の整理

ア 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、条例中で引用している同法の規定に条項ずれが生じることから、当該部分を改めるもの。

イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、同省令の題名が改められたことから、条例中で引用している同省令の題名を改めるもの。

3 施行期日

公布の日

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置 に関する条例の概要

1 目的

青森県八戸圏域基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画に係る県からの承認と国から先進性の確認を受けた承認地域経済牽引事業に従って施設を設置した者について、当該施設の用に供する家屋等の固定資産税に係る課税免除を行うもの。

2 対象税目

固定資産税（土地・家屋・償却資産（構築物のみ））

3 課税免除期間

3年間（普通交付税による減収補填措置あり）

JR八戸駅の観光案内機能の移転について

1. 概要

令和4年度に、観光案内機能を「はちのへ総合観光プラザ」から「びゅうプラザ八戸駅」跡地に移転することにより、観光客の利便性の向上を図るもの。

2. 移転内容

	現状	移転後
場 所	八戸駅ビル2階	八戸駅3階（新幹線改札口正面） ※旧びゅうプラザ八戸駅
面 積	358.13 m ²	120 m ²
貸 主	盛岡ターミナルビル(株)	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社

3. 今後のスケジュール

- 令和3年度
 - ・新観光案内所の実施設計
 - ・現在の「はちのへ総合観光プラザ」原状復旧工事設計
- 令和4年度
 - ・新観光案内所の新設工事及び開設
 - ・現在の「はちのへ総合観光プラザ」原状復旧工事

※東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社と協議を進めながら、令和4年度中に新観光案内所の開設を予定。